

第 720 回

東京都青少年健全育成審議会

※ 発言者の氏名（都職員及び関係行政機関職員を除く）
及び個人情報、一部企業名など、議事録の一部を伏せて
掲載しています。

令和 2 年 11 月 9 日（月）

【出席委員】

清宮	眞知子	委員
山	了吉	委員
石川	知春	委員
伊藤	廣幸	委員
加藤	美恵子	委員
宮原	恵子	委員
栗下	善行	委員
平	慶翔	委員
のがみ	純子	委員
早坂	義弘	委員
竹下	修	委員
山本	憲幸	委員
川西	博正	委員
新内	康丈	委員
高島	由紀子	委員

【事務局】

若年支援担当部長	小菅	秀記
若年支援課長	濱村	竜一

午後 3 時 29 分開会

本日の傍聴人等をご案内します。本日でございますが、報道関係者はおりません。傍聴人は 8 人となっております。それでは傍聴人を案内いたします。

(傍聴人入室)

それでは審議会を始めさせていただきます。現在ご出席いただいております委員の方は 15 名で、条例第 24 条第 1 項に定めます審議会の開催に必要な定足数に達しておりますことをご報告申し上げます。

○若年支援担当部長 それでは会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

○会長 ただ今から「第 720 回東京都青少年健全育成審議会」を開催いたします。

お手元の議事次第にしたがいまして、議事進行を行ってまいります。

それでは議事の 2 『条例に基づく事務の施行経過』について、事務局から説明をお願いいたします。

○若年支援課長 条例に基づく事務の施行経過等について、説明をいたします。

「次第」と書かれております資料の表紙をおめくりいただき、1 ページをご覧いただきたいと存じます。前回の審議会以降の 10 月 12 日から 11 月 8 日までに実施いたしました、本審議会事務局の動きをまとめたものでございます。

前回審議会のご意見を踏まえまして、不健全図書類の指定については、2 誌を指定図書類とすること、1 作品を優良映画として推奨することを決定いたしました。

10 月 15 日にプレス発表、店舗および関係団体等への周知を行い、不健全図書については 10 月 16 日に告示、優良映画については 10 月 20 日に公告いたしました。

また青少年やその保護者等を対象に「ファミリールール講座」を合計 158 回開催いたしました。

また本日の審議会に先立ちまして、11 月 4 日に出版業界自主規制団体との打合せ会を実施し、本日諮問いたします図書類に関するご意見をいただいております。意見聴取の内容は「自主規制団体からの聞き取り結果」としてまとめ、調査・審議事項の資料に添付をさせていただきます。

2 ページには過去 1 年間の不健全図書類の指定実績を、3 ページには過去 1 年間の優良映画の推奨実績を載せてございます。

不健全図書については、過去1年間以内に不健全指定を6回受けた場合に、事業者に対し勧告をする制度がございますが、累回指定による勧告の対象社は今月もございません。

続きまして4ページをご覧いただきたいと存じます。こちらは都が委嘱しております、東京都青少年健全育成協力員の10月分の活動状況でございます。

10月までに委嘱しております協力員は656名です。10月の活動者数は37名、調査店舗数は237店舗でございました。

確認する図書類は、不健全図書として指定した図書類「不健全指定図書類」、「成人向け」などの成人マーク付きの図書類の「表示図書類」、青い半透明のシールで止めることで青少年が容易に閲覧できない措置がされた、小口シール止め誌の「類似図書類」の3種類です。

この3種類の図書類について、協力員の調査結果をそれぞれ表に示しています。

まず不健全図書として指定した図書類や表示図書類および類似図書類を不適切に販売している店舗はございませんでした。

また青少年への販売等を制限する、制限掲示がなかった店舗はございませんでした。

次に不健全指定図書類に関する通報等に基づく立入調査状況でございますが、今月はございませんでした。

5ページをご覧いただきたいと存じます。都の職員による独自の立入調査等の実施状況を記載をしております。

1番目の表、書店等への立入調査では、指定図書類の取り扱い不適切が1店舗、表示図書類の取り扱い不適切が1店舗ございました。

2番目の表、映像ソフト・ゲームソフト専門店等への立入調査では、映像ソフト店およびゲームソフト専門店で、表示ソフトの取り扱い不適切がそれぞれ1店舗ございました。

3番目の表、カラオケボックス、まんが喫茶等への実態調査では、問題のある店舗はございませんでした。

4番目の表、古物商への立入調査では問題のある店舗はございませんでした。

問題がありました店舗につきましては、その場での是正措置を含め、条例を順守するよう指導をいたしました。

6ページをご覧いただきたいと存じます。雑誌・ビデオ類等に関する、自動販売機の届け出等の施行状況についてですが、先月と変動はございません。

その下、自動販売機立入調査につきましては、10台について調査を行い、いずれにつきま

しても見えない措置及び買えない措置がなされておりました。こちらの自動販売機につきましては、今後設置者に連絡を取りまして条例を順守するよう指導してまいります。

事務の施行経過については以上でございます。

○会長 ご説明ありがとうございました。ただ今の説明についてご質問等がございましたらお願いいたします。

それではご質問がないようですので、調査・審議事項に移りたいと思います。

本日は、不健全図書類の指定および優良映画の推奨についての諮問でございます。よろしくお願いいたします。

調査・審議事項は非公開となりますので、委員、事務局職員以外の方はこの段階でご退出をお願いいたします。

(傍聴人退室)

○会長 それでは再開いたします。

本日の諮問事項につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○若年支援課長 それでは本日の諮問事項についてご説明いたします。皆さまのお手元の資料のうち、「調査・審議事項」と記載されております資料に沿ってご説明をいたします。

計1誌の不健全図書類の指定についての諮問でございます。

「調査・審議事項」と記載されております資料の表紙をおめくりいただき、1ページをご覧いただきたいと存じます。諮問第1147号でございます。

2ページをご覧いただきたいと存じます。諮問図書類及び指定基準該当箇所一覧でございます。こちらに記載されました図書類は、令和2年9月30日から令和2年10月21日までの間に、都内のコンビニ・書店等で青少年が容易に手に取り閲覧できる場所に陳列されているものから購入いたしました、計106誌のうちから、7ページ8ページに記載してまいります、条例施行規則第15条の指定基準に基づきまして、指定図書類の候補として選定したものでございます。

図書名が「BANBOO COMICS REIJIN UNO『おじさんラブハメワゴン』」令和2年10月21日付で「株式会社竹書房」より発行をされております。過去1年間の指定は2回です。

該当箇所につきましては全編大部分でございます。

該当指定基準は、条例施行規則第15条第1項第1号イ、ロ、著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあるものでございます。

購入場所は書店でございます。

本審議会の諮問に先立ちまして、11月4日に自主規制団体から意見を聴取して、3ページに取りまとめてございます。

3ページをご覧いただきたいと存じます。

当日は16名の方が出席されました。

自主規制団体のご意見としましては「指定やむなし」の意見が13名です。その主な内容は、「全体的に性交シーンが多い。本人の同意なく始まった強引な性交が、のちに恋愛関係に発展するという誤解を与えかねない展開となっている。性器は修整がされているものの甘く、形状が分かるものがある。画力は高く一定のストーリー性もあるが、その一方で体液の描写や擬音が多く、卑わい感がある。指定やむなし。」などでございます。

「指定非該当」の方は2名で、その主な内容は、「全体的にストーリーがしっかりしており、コミカルな内容で卑わいさは感じられない。中年という年齢の設定もあるが、強制的、人格否定的な印象も受けない。性器の消しはぎりぎりな感じはあるが、総合的に判断して指定非該当」などでございます。なお、保留の方が1名おられました。

説明は以上でございます。

○会長 ありがとうございます。ただ今の事務局からの説明について、ご質問はございますでしょうか。

特にないようですので、調査に入っていただきたくよろしく申し上げます。

(図書審査)

○会長 では図書をご覧いただいたようですので、各委員の皆さまからご意見をお伺いしてまいります。

ではまずB委員、お願いいたします。

○B委員 指定でお願いします。普通の会話のシーンは非常に穏やかというか、マイルドな印象が強いですが、性交シーンになると急に絵のタッチがガクンと変わって卑わいになるという印象があって、特に擬音、擬声、擬音語っていうんですか。非常に多いというのと、性器の修整が甘いというのと、本の後半になると性交のシーンが多くなって、絵も過激になってくるという印象があると思いました。指定でお願いします。

○会長 はい。ありがとうございます。次にH委員、お願いします。

○H委員 拉致、監禁、人格否定というところで話が始まりまして、その繰り返しであるとい

うところ、そして性描写では性器は修整されてはいるものの形状は分かります。また体液、擬音語が多く激しい描写がされておりますので、指定該当でお願いいたします。

○会長 はい。ありがとうございます。次にG委員、お願いします。

○G委員 絵は大変上手なんですけれども、擬音が非常に多いのが気になります。それから大人に頭をなでてもらったことがない青年に対して、もう少し精神的な愛情の絡みがあれば、この物語はもう少し変わってきたのではないかなと思います。それからストーリーがなかなか読めないところがありました。最初から拉致、監禁それから逃げられないように動画撮影等もあってこれも大変よろしくないと思います。指定該当でお願いいたします。

○会長 ありがとうございます。次に川西委員、お願いします。

○川西委員 全般にわたって性交シーンがあり、擬音、体液表現が多く、性交シーンがリアルである、卑わい性を感じることから、指定該当すべきものと考えます。

○会長 はい。ありがとうございます。次にJ委員、お願いします。

○J委員 はい。私も指定該当だと思います。以上でございます。

○会長 では高島委員、お願いします。

○高島委員 はい。指定該当でお願いしたいと思います。コミカルな要素もあるんですけども、本人の同意なしに始まった強引な性交を肯定することにつながりかねないということ、それから性器の消しが甘く、体液の描写があまりにも多いということがその理由です。

○会長 ありがとうございます。次にD委員。

○D委員 私も指定該当でお願いいたします。まずスタートから強制的な性交から始まったということ、それとストーリー性が全く感じられない、性交の場面が多いということです。

それからスマホの動画を撮って、それをなかば脅しに使うようなそういう風潮は青少年の健全育成には好ましくないと思います。指定でお願いいたします。

○会長 はい。ありがとうございます。次にI委員、お願いします。

○I委員 はい。指定該当でお願いいたします。性交描写の多さと、消しの甘さというのは、これは青少年にはふさわしくないと思います。

○会長 はい。ありがとうございます。次に山本委員、お願いいたします。

○山本委員 はい。私も指定該当でお願いいたします。強制性交や動画撮影をしている場面があるほか、全体的に擬音、体液描写、性交の場面が多いのが理由でございます。

○会長 はい。ありがとうございます。次にE委員、お願いいたします。

○E委員 はい。全体的に性交シーンが多すぎますし、指定該当でお願いいたします。また、年間、1年間に2回指定、指定該当されて3回目ですので、よく言ってほしいと思います。

○会長 ありがとうございます。次に新内委員、お願いします。

○新内委員 指定該当でお願いします。性的行為の描写が非常に多く、露骨というところと、あと卑わいな描写がたくさん入っておりましたので、該当でお願いします。

○会長 ありがとうございます。次にF委員、お願いします。

○F委員 とても青少年には見せられないという印象を持ちました。区分陳列をすべき図書だと考えます。

○会長 はい。ありがとうございます。次にA委員、お願いします。

○A委員 青少年の健全育成に反する描写が多いと感じましたので、指定該当でよいかと思います。

○会長 はい。ありがとうございます。次にC委員、お願いします。

○C委員 はい。BLものでもこうエスカレートしてきて、ストーリーよりもセックスシーンを強調しているところがあって、擬音のぶちゅっとか、ぬるっとかふうっとか、ぬちゃっとかっていうのが多いですね。しかもこれらがかぶさってきただけで、何をしているかよく分からないところがあるんですよね。こういう描写をすることによって、ストーリーをどう考えているんだろうと思うと、ある種の・・・違和感というのか、嫌悪感を感じますし、これは区分陳列の対象だと感じました。皆さんと同感です。

○会長 はい。ありがとうございます。それでは最後に私ですが私はスタートのところから本人の同意なく始まっていく強制的な性行為、それが第一であり、そのあとの第6話に至るまで、非常に激しい描写が、擬音含め描かれていると思いました。青少年にはふさわしくない本だと思います。

それでは委員の皆さまのご意見を伺いましたので、指定でということでご答申したいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

ありがとうございました。

それでは議事を進めさせていただきます。優良映画の推奨について事務局から説明をお願いいたします。

○若年支援課長 それでは優良映画の推奨についてご説明をいたします。資料11ページをご

覧いただきたいと存じます。優良映画等の推奨に関する条例等を記載をしてございます。条例施行規則の第2条1号から6号のいずれかに該当するものであると推奨することとなります。

資料の12ページをご覧いただきたいと存じます。諮問第1146号でございます。

今回は1作品を諮問いたします。

作品名は『ヒトラーに盗られたうさぎ』、制作者名は記載のとおりでございます。申請書では令和2年11月下旬からシネスイッチ銀座ほかでの公開と記載しておりますが、諮問決定後、映画会社より11月27日からの公開との連絡がございました。

申請内容でございますが、14ページをご覧いただきたいと存じます。対象区分として小学生高学年以上、推奨にふさわしい理由は記載のとおり、また青少年の健全な育成に有益とする該当項目としては、第2号「青少年が知識を身につけ、教養を深めていくことに役立つもの」及び第3号「青少年の人を慈しみ、大切に作る心を育てるもの」という申請内容でございます。

15ページをご覧いただきたいと存じます。事務局といたしましては、条例施行規則第2条の推奨基準に照らしまして、中段にございますとおり『該当項目』は第2号及び第3号対象は小学生高学年以上といたしました。

以上でございます。

○会長 それではただ今の事務局からの説明について、ご質問等何かございますか。

よろしいですか。では条例施行規則に基づき、青少年に優良な映画として推奨することに賛成なのか反対なのか、また対象区分についても評価をお聞かせいただきたいと思っております。

先ほどの指名順でお願いいたします。まずはB委員からよろしくをお願いいたします。

○B委員 はい。結論とすると推奨でお願いします。戦争映画というか戦争に翻弄される、ある一家族の物語というふうな感じで、やや淡々とした雰囲気という印象はあるんですけども、やはり戦争の悲惨さっていうのはそこからも十分伝わってきて、家族の絆も学んでいけると思いますので、推奨でお願いします。区分も小学生高学年以上でいいと思います。

○会長 はい。ありがとうございました。次にH委員、お願いいたします。

○H委員 タイトルにはヒトラーという言葉が出てきますけれども、ヒトラーが出てきたりアウシュビッツが出てくるというような、残酷なシーンがある戦争映画というわけではないですけれども、ナチスドイツから逃げつつ言論の戦いを続けるお父さんと、その一家の姿を子

供たち含めて描いておりました、戦争の不条理さというものをとても感じさせる映画であると思います。小学生の高学年以上推奨ということでよろしいと思います。

○会長 はい。ありがとうございます。では次にG委員、お願いします。

○G委員 推奨でお願いします。対象区分もちょうど主人公が9歳で、小学校の高学年に入ったときからなので、対象区分も小学生高学年以上でよろしいと思います。それから全く違う環境に転々とするわけですけれども、スイスはドイツ語も多分話すエリアだと思うんですけども、フランスに行ったときにはフランス語、今までドイツ語で話してたのがフランス語だけになってしまう。これは大変苦労したんだろうなと思います。そして、今度はイギリスということで、イギリスの場面は出てなかったんですけど、船の中できっとイギリスに行っても大丈夫だっていう確信、そしてそこまで困難な中で、こうしたことができるのは家族の絆があるからだろうなということを感じました。残酷な場面のない、普通だったら非常に残酷なシーンの多いヒトラーの映画になると思うんですけど、それがなかったということで推奨にしたいと思います。

○会長 ありがとうございます。次に川西委員、お願いします。

○川西委員 はい。私も推奨でお願いしたいと思います。幾多の困難に家族で立ち向かう中で、家族の絆、あるいは主人公が成長する姿、最後は成功していくというようなところが描かれておりました、青少年の人を慈しみ大切にすることを育てると同時に、道徳心だとか教養を深めていくことに役立つ作品だと思います。該当項目、対象年齢も事務局案でよいと思います。

○会長 はい。ありがとうございます。次にJ委員、お願いします。

○J委員 推奨に賛成です。戦争映画にありがちな暴力的シーンが全くなく、子供たちでも安心して見ていただけるいい映画だと思います。

また、さまざまな国の状況も参考になるのではないかと思いますので、事務局案通りで推奨したいと思います。

○会長 はい。ありがとうございます。次に高島委員、お願いいたします。

○高島委員 私も推奨でお願いしたいと思います。対象区分と該当項目はこのとおりでお願いしたいと思います。主人公の少女がナチスから逃れるために、目まぐるしく変わる環境に適応し自分らしく生きていくところが素晴らしいと思いました。特に言葉の分からないフランスで、短期間で言葉をマスターして、作文で賞を取ったところは本当に私もうれしくなっていました。少女は家族を含めた周囲の人をとても大切にして、周囲の人も彼女をとても

大切にしています。そのことは少女の生きる力になっているんだなというのを実感できました。父親、母親それぞれが自分の生き方を大切にしつつ、子供たちの自主性を伸ばす育て方をしているところに、大変興味をひかれました。ぜひ子供だけではなく保護者を含めた大人にも見てほしい映画だと思いました。

○会長 はい。ありがとうございます。次にD委員、お願いします。

○D委員 はい。私も推奨でお願いいたします。対象区分も該当項目も事務局案でよいと思います。特に歴史に翻弄されながらも、いろいろな国でその学ぶことからそれに打ち勝っていくという、この子供たちの希望に満ちたというか、どんなことがあってもがんばれば成果が出るんだという、その辺りの確信はとてもよいと思います。それで一番、ちょっと実録に沿ってということには弱いんですけども、やはり苦境に立たされても家族の絆、それが崩れることなくまとまっていったというその辺りがとても打たれました。やはり人間の尊厳というものは生まれた国、国籍で決められるものではないということを改めて考えさせられるいい映画だと思います。推奨でお願いいたします。

○会長 ありがとうございます。次にI委員、お願いします。

○I委員 はい。推奨でお願いいたします。戦争の悲惨さ、家族の絆を伝える素晴らしい映画だというふうに思います、対象区分もそのままお願いいたします。

○会長 ありがとうございます。では次に山本委員、お願いします。

○山本委員 私も推奨相当でお願いしたいと思います。かつてのドイツナチス政権による人種差別などから逃れるための亡命生活を通じて、人権を尊重すること、互いに支え合おうとする家族の絆の大切さが子供の視点で描かれており、ぜひ青少年に見てほしいなというふうに思う映画でございました。対象区分は事務局案のとおりでございますけれども、この映画、ときの社会情勢や迫害が市民生活にどのような影響を及ぼすかを学んでいただく、そういう学ぶ力を培うことにもなりますので、該当項目については2号3号に加えてですね。1号と5号も含めていいんじゃないかというふうに感じました。

○会長 はい。ありがとうございます。次にE委員、お願いします。

○E委員 はい。ユダヤ人、ヒトラー反対者の弾圧が始まるってということで、アンナの家族は家を捨ててスイスに逃げることになりました。尊敬するその父親と母親のこの現実を受け入れる考え方など、家族を中心に前向きにがんばる姿がとても心を打ちました。また歴史的背景もありますので、学びのきっかけにもなると思います。推奨でお願いいたします。対象区

分もこれで、小学生高学年でいいと思います。

○会長 ありがとうございます。次に新内委員、お願いいたします。

○新内委員 私も推奨でお願いしたいと思います。実際にあった出来事、体験された出来事ということで、非常にリアリティーというか、そういうものが感じられるかと思います。さまざまな困難に家族で力を合わせて乗り越えていく姿というのは、確かに推奨の該当項目に入るかと思います。対象区分も申請のとおりでよろしいかと思いますが、該当項目もこれでもいいとは思いますが、先ほどもありましたが、私も例えば第1号とかですね。社会に対する良識や倫理観とそういった視点も加えてもいいのではないかなというふうには感じました。

○会長 ありがとうございます。次にF委員、お願いします。

○F委員 残念ながら見ることはできませんでした。

○会長 失礼しました。ではA委員、お願いします。

○A委員 はい。映画館で上映を拝見することができました。まず映画の内容については、2人の仲睦まじい兄妹の絆、または家族の愛、崩れそうになってもふんばる夫婦の姿というのも見ることができました。どの家庭でも夫婦だとか、親子の喧嘩というのはあります。そんな中でも家族はいいときも悪いときであっても、共にいるということで愛と絆が生まれる、まさにそういった家族愛を描いた慈しみにあふれた映画だというふうに思いましたので、推奨にすべきだと思います。

またこの映画については、ジュディス・カーさんとかっていう方ですね。確か原作のもので、事実に基づいてまた歴史の背景も描かれているというところもですね、このまさに有益とする該当項目、知識を身につけ教養を深めてくところというふうにこの辺も利点かというふうに思います。

またこの少女についてはパンフレットの中で見たんですけれども、1,000人のオーディションの中から選ばれた1名ということで、大変演技も上手だなというふうにも感じました。対象区分においても事務局案でいいかと思います。

○会長 ありがとうございます。では最後にC委員、お願いします。

○C委員 試写会で見て、私もこの時期を努めて明るく女性作家が描いてる自伝的な作品なんで、1933年34年35年とスイスからフランス、イギリスに渡らざるを得ない歴史の現実直面した、偽らざる家族愛の物語だと思います。ただ私は長い間『第二次世界大戦 ヒトラーの戦い』というのを10年ぐらい雑誌の編集者時代に連載の担当をしております、ちょ

っと余談で僭越ですが、1933年の1月にヒトラーが首相になって、それで親衛隊（SS）という、ハインリッヒ・ヒムラーが率いる補助警察集団による、ユダヤ民族狩りとロマ民族、ロマ族は、いわゆるジプシーなんですけど、これを逮捕していく過程が1933年頃から始まるんですね。33年にこのヒトラーが政権を取ったということがどういうことを意味するかというと、まさに終わって見たら約600万人におよぶユダヤ民族を虐殺、抹殺してるんです。この当時ドイツ国内にはダッハウというミュンヘン郊外に大収容施設を作ったんですね。

それで女性作家のお父さんである評論家のようなユダヤ系の人々を収容して行って、映画の中でも、おじさんが殺されたというような話も出てくるんですけど、実は皆さんご存じのようにアインシュタインとかフロイトとかあるいはドラッガーとか、カールマンハイムなど、科学者とか哲学者とかみんなユダヤ系の人なんですけど、二度とドイツの地を踏めないような時代が33年から始まるんです。私は現地でヒトラーの生誕地から最後の当時の東ドイツでしたけど、死んだといわれるところまでずっとたどって、この1933年の持つ意味とヨーロッパの人々が持っているこの物語の裏側をやっぱり感じて、ぜひ日本人もこれを非現実なことじゃなくて十分現実的な物語のストーリーの深さを感じてほしいと思います。それから推奨理由の1と5ということも入れたらどうかと先ほど言われたんですけど、そのためには日本人の高校生、小学生、中学生にはまだ、このナチスの怖さとか、ナチスが何をしたかみたいなことに対する学習、認識がちょっと不足しているような気がします。私はこれを見ながら自分が体験したことも含めて、やっぱりヨーロッパでと日本でのこの映画の見方の落差はあると思うので、この映画自体、ストーリーとしても素晴らしいんですけども、この機会には是非歴史的背景についてはもう少し事前に教えておいたらどうかと思いました。

ちょっと長くなりましたけど、事務局案に賛成です。

○会長 はい。ありがとうございました。私もヒトラーという、なんか暗い映画の印象を思いながら見たんですけども、全体が大変明るく言葉の壁を乗り越えて新しい環境でたくましく成長していく少女がよく描かれていると本当に思いました。皆さんがおっしゃるような家族・友人への慈しみと、あともう一つ移動するたびに少女が家具や家や何かに常にさよならを言いながら去っていく。その物への慈しみっていうのも表現されてるのかなと思いつつながら、この映画を見たところです。皆さんのご意見と同じく事務局案で推奨でお願いしたいと思います。

では事務局の案で推奨と答申したいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○会長 それでは事務局からほかに連絡事項がありましたらお願いします。

○若年支援課長 はい。資料の 16 ページをご覧くださいと存じます。

都民の申し出の 10 月の処理分でございます。電話によるものが 1 件ございました。内容としましては、不健全図書への指定に関するもので、「小学生の娘が古本屋で BL の本を買っていた。中身を見たが性描写が激しく、十分な性教育を受けていない子どもが見てよいものではない。娘も BL を読んでから情緒がおかしくなっている。外国ではこのようなことはあり得ない。性描写がある時点で十分著しく性的感情を刺激するものであるはずである。このようなものは子どもに販売しないよう、東京都で規制してほしい」という内容の申し出でございました。

BL につきましては前回の審議会でもご意見をご紹介させていただいております。

改めてのご説明とはなりますが、東京都では 18 歳未満の青少年が容易に手に取り閲覧できる場所に陳列しているものの中から、調査購入を行い、条例および条例施行規則に該当するものについて自主規制団体の意見を聞いた上で本審議会に諮問し、指定該当の答申がなされたものについて、不健全図書として指定しております。こちらにつきましては特定のジャンルに偏るものではございませんので、引き続き広く調査を行いまして、青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるものにつきましては、今後とも適切に対処してまいりたいと存じます。

また本申出では、具体的に 3 誌の図書名を示されましたので、事務局におきまして確認をしたところ、いずれも性描写はあるものの、これまでの指定図書類と比較して著しく性的感情を刺激するものとはいえないため、条例施行規則第 15 条第 1 項の指定基準には該当するものとまではいえず、不健全図書類として諮問するには至らないものと判断をいたしてございます。

ご意見ご質問等ございましたらお伺いしたいと存じます、いかがでございましょうか。

それでは都民の申し出につきましては以上でございます。

なお、次回審議会に諮問予定の映画はございません。事務局からは以上でございます。

○会長 それではこれで本日の調査審議事項について終了になりますが、何か全体をとおしてご質問ご意見ございますでしょうか。

ではこれで調査審議事項まで終了させていただきます。傍聴人の方が再入室されますので、

図書名が分かる資料はしまってくださいようお願いいたします。

(傍聴人入室)

○会長 それでは議事を再開いたします。事務局から説明をお願いいたします。

○若年支援課長 はい。まず本日の審議ですが、不健全図書1誌について諮問を行い、1誌を東京都青少年の健全な育成に関する条例第8条第1項に該当する不健全な図書類として指定することが適当であるという答申となりました。

また映画『ヒトラーに盗られたうさぎ』につきまして諮問を行い、推奨することが適当であるという答申をいただきました。

不健全図書の告示予定日は令和2年11月13日金曜日、推奨映画の公告予定日は令和2年11月17日火曜日。プレス発表は、不健全図書類の告示日前日の令和2年11月12日木曜日となります。告示日もしくは告示日の前日まで、不健全図書類の名称の公開をお控えいただくよう重ねてお願い申し上げます。

最後に次回の審議会についてご案内をいたします。次回は令和2年12月14日月曜日の15時30分から、場所は今回と同じこの開場を予定してございます。

以上でございます。

○会長 それでは本日の審議会はこれで終了させていただきます。委員の皆さまありがとうございました。

午後4時38分閉会